

# (参考資料1)

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年10月26日 現在)

福島県	出荷制限	摂取制限	
原乳	2市6町3村※1	—	
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村※2	2市6町3村※2	
結球性葉菜類 (キャベツ等)			
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		—	
カブ		—	
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村	
原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—	
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—	
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町	
野菜類	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—	
くさそてつ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—	
たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—	
ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—	
こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—	
ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—	
わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—	
ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—	
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—	
クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—	
キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—	
穀類	米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米 (平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)	—
	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
水産物	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物40種※4	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的な経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉※5	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村※6
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢葉岐村	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢葉岐村

※3 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び宇下馬沢、常葉町塙田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢葉岐村

※4 アイナメ、アカガレイ、アカシビラメ、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスメハリ、ウミナガゴ、エイソアヒメ、キヌネバメル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガツカ、ニベ、マダラガレイ、ヒガシフグ、ヒラ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マナゴ、マコガレイ、マコダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ピソスガイ、キタマラサキウニ

※5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう請

※6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成24年10月26日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	十和田市、階上町
水産物	マダラ	青森県東通村岩屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原本ナメコ	大船渡市、陸前高田市、釜石市
	キノコ類(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	せんない	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
水産物	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさそてつ(ごごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
水産物	クジタリ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒガシングフ	
	ヒラメ	
	スズキ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	(1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、鴻川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
肉	イワマ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の北上川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イソシの肉	全域
その他	クマの肉	全域
	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、鉢田市、つくばみらい市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉢田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シタケ(施設栽培)	土浦市、鉢田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉢田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
	イシガレイ	
水産物	コモリカスベ	
	シロメバツ	最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外洋逆流並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外洋逆流並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外洋逆流並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	イソシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイソシの肉を除く。
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木リタケ(露地栽培)	足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、日光市、矢板市、那須塩原市、那須町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町
	タケノコ	大田原市、那須塩原市、那須町
	(くさそてつ(ごごみ)(野生のものに限る。))	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	せんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	ウグイ(養殖を除く。)	武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)及び甲斐川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
その他	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イソシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイソシの肉を除く。
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、姚恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩橋島から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)及び烏川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩橋島から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
その他	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市
	原木シタケ(施設栽培)	山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イソシの肉	全域
その他	クマの肉	全域
その他	茶	成田市
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12ヶ月未満の牛のものに限る。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請



原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年10月26日現在

福島県		出荷制限
米 (平成23年産)		<p>H23.11.17～: 福島市 (旧小国町の区域に限る。)  H23.11.29～: 伊達市 (旧小国町及び旧月置町の区域に限る。)  H23.12.5～: 福島市 (旧福島市の区域に限る。)  H23.12.8～: 二本松市 (旧浪川市の区域に限る。)  H23.12.9～: 伊達市 (旧往沢村及び旧喜成村の区域に限る。)  H23.12.19～: 伊達市 (旧善田町の区域に限る。)  H24.1.4～: 伊達市 (旧福本村の区域に限る。)</p>
穀類 米 (平成24年産)		<p>福島県広野町、磐梯町 (福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、川内村 (福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、田村市 (磐梯町、船引町橋道、船引町中山字小塙及び字下平沢、常磐町堀田、常磐町山根並びに市内固有林福島森林管理署251号地内、252号地、253号地の一部、258号地から270号地まで、283号地から300号地まで及び301号地から303号地までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域のうち磐梯町佐久喜野新里、原町区高倉字牛伏屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字原、原町区高倉字松木、原町区高倉字五合山、原町区高倉字横川、原町区高倉字行幸及び原町区大原字和田城並びに市内固有林福島森林管理署200号地から208号地まで、208号地から210号地まで、210号地から211号地まで及び213号地の区域を除く。)、福島市 (旧福島市 (速利) 小寺寺及び南向寺を除く。)、旧平田村、旧森塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧金谷村の区域に限る。) 及び月置町御代田村 (北、東、西及び新場ノ内に限る。)、旧磐町 (磐山町山野川に限る。)、旧佐沢村 (磐坂町寺井村 (南内田、久保田、田仲内、西郡山、磐ノ平、吉ノ内、西深谷、公子、久保、磐坂、磐ヶ丘、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。)、旧塗下村、旧小浜町、旧塙沢村、旧木澤村、旧手谷村及び旧塙合村 (塙田) に限る。)、旧塙本村 (磐川町大瀬 (寺島、磐川町大瀬寺) 及び月置町御代田村 (北、東、西及び新場ノ内に限る。)、伊達市 (月置町月館 (園) 下、公浦川町、川内村及び磐ノ原に限る。)、旧塗下村、旧小浜町、旧塙沢村、旧木澤村、旧手谷村、旧新殿村、旧太田村 (岩代町) 及び旧太田村 (東和町) の区域に限る。)、本宮市 (旧白岩村、旧和木沢村 (糸井) 及び旧半田村及び旧塙合村の区域に限る。) 及び須賀町 (旧木戸村及び旧坂合村の区域に限る。) ) 及び須賀町 (糸井の定める出荷制限の対象から除く。)</p>
		H24.4.5～ H24.7.26～部解除:
		H23.4.20～H24.6.22解除 全域
イカナゴの稚魚		H23.8.6～: 秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。) 及び福島県内の阿武隈川 (支流を含む。)
ヤマメ (養殖を除く。)		<p>H23.8.17～: 真野川 (支流を含む。)  H24.3.29～: 新田川 (支流を含む。)  H24.4.5～: 太田川 (支流を含む。)  H24.4.5～: 鶴川 (支流に限る。)</p>
水産物 ウグイ		<p>H24.4.24～: 管苗代湖、管苗代湖に流入する河川 (支流を含む。ただし鶴川を除く。) 及び日福川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流 (支流を含む。)  H24.6.17～: 福島県内の久慈川 (支流を含む。)</p>
		H23.8.17～: 真野川 (支流を含む。)
		H24.3.29～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)
		H24.4.24～: 管苗代湖、管苗代湖に流入する河川 (支流を含む。) 及び日福川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流 (支流を含む。)
		H24.5.24～: 福島県内の只見川のうち猪之瀬ダムの上流 (支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)
ウナギ		H24.8.2～: 福島県内の阿武隈川 (支流を含む。)
アユ (養殖を除く。)		H23.8.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。) 、真野川 (支流を含む。) 、新田川 (支流を含む。)
		H24.4.5～: 阿武隈川 (支流を含む。)
イワナ (養殖を除く。)		H24.4.12～: 鶴川 (支流に限る。)
		H24.4.24～: 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。) 、只見川のうち本名ダム上流 (支流を含む。) 、長瀬川 (鰐川との合流地点から上流の部分に限る。) 並びに日福川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流 (支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。)
		H24.5.31～H24.9.19解除: 鶴川 (支流を含む。)
コイ (養殖を除く。)		H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。) 、阿賀川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。) 並びに長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。)
		H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)
フナ (養殖を除く。)		H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。) 、阿賀川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。) 並びに只見川 (支流を含む。)
		H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)
アイナメ アカガレイ アカシビラメ イカナゴ (稚魚を除く。) イシガレイ ウスメバ ウミタナゴ エゾイマイナメ キツネメハリ クロウンジタ クロソイ クロダイ ケムシガクナ コモクスベ サクラマス サブロウ シロメバ スケトウラ ススキ ニベ スマガレイ ハハガレイ ヒガング ヒラメ ホウボウ ホシガレイ マアナゴ マガレイ マコガレイ マコチ マダラ ムシガレイ ムラソイ メイタガレイ ピノスガイ キタムラサキウニ ナガヅカ マツカワ ホシザメ ショウサイフグ		H24.6.22～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接続的経済水域の外縫締、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域)
牛の肉		H24.7.12～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接続的経游水域の外縫締、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域)
イノシシの肉		H24.7.28～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接続的経済水域の外縫締、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域)
肉 クマの肉		H24.8.23～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接続的経済水域の外縫締、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域)
		H23.7.19～ 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。) H23.9.25～新規登録
		H23.11.8～: 福島市、喜多方市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、磐町、三春町、小野町、矢吹町、福島町、矢祭町、猪苗町、天栄村、玉川村、平成村、吹町、棚倉町、矢祭町、猪苗町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村
		H23.11.25～: 福島市、喜多方市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、磐町、三春町、小野町、矢吹町、福島町、矢祭町、猪苗町、天栄村、玉川村、平成村、吹町、棚倉町、矢祭町、猪苗町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村
		H23.12.2～: 郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、磐石町、石川町、磐川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、福島町、矢祭町、猪苗町、天栄村、玉川村、平成村、吹町、棚倉町、矢祭町、猪苗町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村
		H23.12.2～: 福島市、二本松市、伊達市、木宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、磐町、三春町、小野町、矢吹町、福島町、矢祭町、猪苗町、天栄村、玉川村、平成村、吹町、棚倉町、矢祭町、猪苗町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村
		H24.7.27～: 会津若松市、喜多方市、白河市、磐梯町、猪苗町、御代田町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪枝威村

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年10月26日現在

青森県		出荷制限
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26~: 十和田市、階上町	
水産物 マダラ	H24.8.27~: 青森県東津村尻屋燈台と北海道函館市東山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町御前崎灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線上で囲まれた海域	
岩手県		出荷制限
野菜類 たけのこ	H24.5.31~: 一関市、奥州市 H24.4.13~: 鹿角高田市、佐田町 H24.4.20~: 大船渡市	
原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.25~: 一関市、釜石市、奥州市、平泉町、大槌町 H24.5.7~: 花巻市、北上市、遠野市、金ケ崎町、山田町 H24.5.10~: 青森市	
原木なめこ(露地栽培)	H24.10.18~: 大船渡市、釜石市 H24.10.23~: 鹿角高田市、平泉町	
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.11~: 一関市、鶴岡高田市、平泉町 H24.10.18~: 釜石市 H24.10.18~: 奥州市	
こしあぶら	H24.5.10~: 奥州市、花巻市 H24.5.14~: 青森市 H24.5.15~: 釜石市 H24.5.18~: 一関市、奥州市 H24.5.20~: 鹤岡高田市、平泉町	
せり(野生のものに限る。)	H24.5.19~: 一關市、奥州市	
ぜんまい	H24.5.19~: 一關市、奥州市	
わさび(野生のものに限る。)	H24.5.18~: 住田町 H24.5.18~: 鹤岡高田市	
水産物 スズキ	H24.10.25~: 最大高潮時海岸線上岸手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線上で囲まれた海域	
マダラ	H24.5.2~: 最大高潮時海岸線上岸手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線上で囲まれた海域	
イワグ(養殖を除く。)	H24.8.8~: 鶴井川(支流を含む。)及び砂川川(支流を含む。)	
ウグイ	H24.6.11~: 岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、解取ダムの上流、兼沢ダムの上流及び平池越ダムの上流を除く。)	
肉 牛の肉	H23.8.1~: 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H23.8.25~: 部解除	
カツの肉	H24.8.10~: 全域	
シカの肉	H24.7.28~: 全域	
ヤマドリの肉	H24.10.22~: 全域	
宮城県		出荷制限
野菜類 たけのこ	H24.5.1~: 白石市、丸森町 H24.6.29~: 素戔神市 H24.1.19~: 白石市、角田市 H24.3.8~: 丸森町 H24.4.5~: 仙台市 H24.4.5~: 七ヶ宿町 H24.4.11~: 鹤岡市、南三陸町 H24.4.12~: 石巻市 H24.4.19~: 石巻市 H24.4.20~: 大崎市 H24.4.25~: 東米市、東松島市 H24.4.27~: 仙台市、名取市、加美町 H24.5.7~: 川崎町、大和町、栗原町 H24.5.9~: 色麻町 H24.5.10~: 七ヶ宿町	
原木しいたけ(露地栽培)	H24.5.18~: 大曾根 H24.10.18~: 素戔神市、大崎市	
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.27~: 大崎市、栗原市	
くさそて(ごみ)	H24.5.2~: 加美町 H24.5.9~: 東米市、栗原市	
こしあぶら	H24.5.9~: 大崎市、南三陸町 H24.5.11~: 東松島市、七ヶ宿町 H24.5.11~: 栗原町、丸森町 H24.5.17~: 仙台市	
ぜんまい	H24.5.17~: 仙台市	
水産物 クロダイ	H24.8.28~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市仙台市大崎高瀬時海岸線上で囲まれた海域	
スズキ	H24.4.12~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市仙台市大崎高瀬時海岸線上で囲まれた海域	
ヒラメ	H24.10.25~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市仙台市大崎高瀬時海岸線上で囲まれた海域	
マダラ	H24.5.2~: 最大高潮時海岸線上岸手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線上で囲まれた海域	
ヒガングフ	H24.5.2~: マダラ (1月の量限り) キログラムのものに限る。 H24.5.8~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市仙台市大崎高瀬時海岸線上で囲まれた海域	
ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿の上流を除く。)	
イワグ(養殖を除く。)	H24.5.14~: 大瀬川の太舟ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の牧原六瀬の上流(支流を含む。) H24.5.24~: 三瀬川のうら原ダムの上流(支流を含む。)及び仙川の支流及びその支流及びに瀬川4号堰堤の上流を除く。) H24.5.28~: 江合川のうら原ダムの上流(支流を含む。)及び瀬川のうら原ダムの上流(支流を含む。)	
ウグイ	H24.5.22~: 一途川のうら原ダムの上流(支流を含む。)及び磐石川のうら原ダムの上流(支流を含む。) H24.4.20~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿の上流を除く。) H24.5.28~: 宮城県内の大川(支流を含む。)	
肉 牛の肉	H23.7.28~: 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H23.8.19~: 部解除	
イソシンの肉	H24.5.22~: 仙田市、丸森町、山元町 H24.6.25~: 全域 (上記除外を除く。)	
クマの肉	H24.6.25~: 全域	
山形県		出荷制限
肉 クマの肉	H24.6.10~: 全域	
茨城県		出荷制限
原乳	H23.3.23~4.10解除: 全域	
野菜類 ホウレンソウ	H23.3.21~4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21~4.61解除: 北茨城市、高萩市	
カキナ バセリ	H23.3.21~4.17解除: 全域 H23.3.23~4.17解除: 全域	
タケノコ	H24.4.6~: 遠東市、小堀玉町、つくばみらい市 H24.4.13~: 石岡市、猿橋町、取手市、守谷市、茨城町、利根町 H24.4.19~: ひたちなか市、那珂市、桜川市 H24.4.28~: 北茨城市、大崎町	
原木シタケ(露地栽培)	H20.10.14~: 上浦町、行方町、鉾田市、小堀玉町 H24.4.8~: 常陸太田市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13~: ひたちなか市、那珂市	
原木シタケ(施設栽培)	H23.10.14~: 土浦市、鉾田市 H23.11.10~: 取手町	
こしあぶら	H24.5.2~: 日立市、常陸太田市(野生のものに限る。)	
イシガレイ	H24.7.15~: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線上で囲まれた海域	
スズキ	H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線上で囲まれた海域	
シロメバル	H24.4.13~: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸线上で囲まれた海域	
ニベ	H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸线上で囲まれた海域	
ヒラメ	H24.4.17~H24.8.30解除: 北緯36度38分の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸线上で囲まれた海域	
コモンカスベ	H24.6.1~: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸线上で囲まれた海域	
アメカラマズ(養殖を除く。)	H24.4.17~: 鶴ヶ浦、北浦及び外海漁港並びにこれらの漁港に流入する河川並びに常陸利根川	
ギンブナ	H24.4.17~: 鶴ヶ浦、北浦及び外海漁港並びにこれらの漁港に流入する河川並びに常陸利根川(整理を除く。)	
ウツギ	H24.5.7~: 鶴ヶ浦、北浦及び外海漁港並びにこれらの漁港に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の源利川(支流を含む。)	
肉 イソシンの肉	H23.12.2~: 全域 H23.12.21~: 部解除: (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイソシンの肉を除く。)	
茶	H23.6.2~: 以下の地域除外: H23.6.2~10.18解除: 古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2~H24.5.1解除: 大子町 H23.6.2~H24.5.23解除: 常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2~H24.5.30解除: 石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2~H24.6.5解除: 錦町市 H23.6.2~H24.12.4解除: 水戸市 H23.6.2~H24.8.20解除: 高萩市 H23.6.2~H24.8.23解除: 常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2~H24.9.12解除: 日立市 H23.6.2~H24.10.05解除: 茨城町 H23.6.2~H24.10.11解除: つくば市	

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年10月26日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21~4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21~4.27解除: 全域	
カキナ	H23.3.21~4.14解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.2~: 日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町 H24.8.7~: 鹿沼市 H24.8.9~: 矢板市 H24.8.15~: 那須町 H24.8.29~: 大田原市 H24.10.10~: 塙谷町 H24.10.12~: 那須烏山市	
タケノコ	H24.8.1~: 那須塩原市、那須町 H24.8.7~: 日光市、大田原市 H24.8.13~: 矢板市	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.15~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11~: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12~: 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町 H24.4.13~: 桐木市、壬生町	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.2.15~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 大田原市 H24.5.29~: 古くら市 H24.8.4~: 鹿沼市 H24.8.28~: 王生町	
原木クリタケ(露地栽培)	H23.11.7~: 鹿沼市、矢板市 H23.11.8~: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14~: 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町	
原木ナメコ(露地栽培)	H24.10.4~: 矢板市 H24.10.16~: 那須町 H24.10.25~: 佐野市	
くさそて(こごみ)(野生のものに限る。)	H24.8.1~: 大田原市、那須町 H24.8.2~: 那須塩原市	
こしあぶら(野生のものに限る。)	H24.8.1~: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.8.7~: 宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.8.15~: 鹿沼市(野生のものに限る。)	
さんしょう(野生のものに限る。)	H24.8.1~: 宇都宮市、日光市 H24.5.14~: 那須塩原市	
ぜんまい(野生のものに限る。)	H24.8.7~: 日光市、那須町(野生のものに限る。)	
たのめ(野生のものに限る。)	H24.4.27~: 大田原市、矢板市 H24.5.1~: 那須町 H24.8.2~: 市貝町	
わびひ(野生のものに限る。)	H24.5.17~: 大田原市、鹿沼市 H24.9.14~: 那須塩原市、那須町	
クリ	H24.9.18~: 大田原市	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。) ウケイ(養殖を除く。)	H24.8.10~: 桐木県内の那須源川のうち日光市足尾町内の区域(支流を含む)、ただし、那須川との合流点から下流の部分に限る。 H24.9.10~: 佐野川(支流を含む)。 H24.6.20~: 桐木県内の那須源川のうち日光市足尾町内の区域(支流を含む)。 H24.5.7~H24.5.28解除: 大井川、(支流を含む。)、荒井川及びその支流を除く。.) H24.5.30~H24.5.28解除: 荒井川(支流を含む。)
肉	牛の肉 イノシシの肉 シカの肉	H23.8.2~: 全域 H23.12.2~: 全域 H23.12.5~一部解除: 「農の元の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。」
その他	茶	H23.8.2~: 鹿沼市、大田原市 H23.7.8~H24.6.1解除: 桐木市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ カキナ キノコ類(野生のものに限る。)	H23.3.21~4.8解除: 全域 H23.3.21~4.8解除: 全域 H24.9.25~: 沼田市、東吾妻町、綿町 H24.10.10~: 高山村 H24.10.16~: 宮中町 H24.10.23~: 長野原町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イナ(養殖を除く。)	H24.4.27~: 香妻川(支流を含む。)、暮根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び條木川(支流を含む。) H24.6.8~: 香妻川のうち当島橋から東京電力株式会社佐久発電所香妻川取水高殿までの区間(支流を含む。)、暮根川(支流を含む。)及び鳥川のうち暮根川との合流点の上流(支流を含む。)及び鳥川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
肉	イノシシの肉 クマの肉	H24.10.10~: 全域
その他	茶	H23.6.30~: 波川市 H23.6.30~H24.5.28解除: 桐生市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16~: 桐郷町、皆野町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ ショウギク、チゲンサイ、サンチュ バセツ セルリー	H23.4.4~4.22解除: 塙市、香取市、多古町 H23.4.4~4.22解除: 塙市 H23.4.4~4.22解除: 塙市 H23.4.4~4.22解除: 塙市
水産物	タケノコ	H24.4.5~: 市原市、木更津市 H24.4.6~: 美浜市、我孫子市、柏市 H24.4.11~: 柏市、白井市、八千代市 H24.4.12~: 鹿嶋市 H24.4.18~: 芝山町
肉	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.11~: 美浜市、君津市 H23.11.18~: 君津市 H23.12.22~: 佐倉市 H24.2.23~: 印西市 H24.4.10~: 自分市 H24.4.18~: 江戸川区、八千代市 H24.5.18~: 山武市
水産物	ギンブナ	H24.7.19~: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
その他	茶	H23.6.2~: 成田市 H23.6.2~9.7解除: 大網白里町 H23.7.4~H24.5.21解除: 鹿浦市 H23.8.2~H24.5.25解除: 八街市 H23.8.2~H24.5.28解除: 野田市、高麗市、山武市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2~8.29解除: 南足柄市 H23.6.23~9.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2~10.14解除: 爱川町、清川村 H23.6.23~10.26解除: 相模原市 H23.6.27~10.26解除: 中井町 H23.6.2~11.1解除: 小田原市 H23.6.2~11.10解除: 真鶴町 H23.6.2~H24.10.19解除: 渚河原町
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26~: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.20~: 鹿井町、御代田町 H24.10.1~: 小海町、新穂村 H24.10.11~: 佐久市

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

### (参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する規制の実績：平成24年10月26日現在

福島県		規制制限
<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>		
		H23.3.23～4解除：白河市、いわき市、矢吹町、郷倉町、中島村、飯川村 H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、沼田村、昭和村、柏枝坂村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字枯木森、原町区高倉字七曲）
		H23.3.23～6.1解除：郡山市、田村市、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
<b>H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</b>		
<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>		
野菜  <small>結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）</small>		H23.3.23～4.21解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、沼田村、柏枝坂村 H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市、伊達市、喜多方市、桑折町、川俣町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、喜多方市、桑折町、川俣町、白河市、矢吹町、棚原町、西郷村、只見町、中島村、鏡石村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字枯木森、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲）
		H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>
		H23.3.23～4.21解除：白河市、矢吹町、郷倉町、中島村、飯川村 H23.3.23～5.4解除：いわき市
		H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除：金津若松市、喜多方市、北塩原村、会津美里町、三島町、沼田村、柏枝坂下町、会津坂下町、沼田村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、柏枝坂村、只見町 H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字枯木森、原町区高倉字七曲）
		H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		<b>H23.4.13～：飯綱町</b>
		H23.3.15～：いわき市、郷倉町
		<b>H23.3.20～：南相馬市</b>
		H23.4.20～：全城 H24.6.22解除： H24.3.29～：新田川支流を含む。）
水産物  <small>イカサガ（獲魚） ヤマメ（養殖） カニ類（野生のもの）に限る。</small>		H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏枝坂町、宮城町、大熊町、双葉町、東松町、新地町、川内村、葛巣村、麻績村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、喜多方市、桑折町、川俣町、大玉村
		※ ■■■■■ の箇所は豪飲制限の対象